2　国土交通大臣は、第十一条第一項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、同項各号のいずれかに該当することとなつた者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

第七十八条の四中「、第十四条及び前条」を「及び第十四条」に改め、「第八条、第十条及び第十四条の規定により処理することとされているものについては、」を削る。

（不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正）

第八条　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条」を「第五十四条」に、「第五十六条―第六十一条」を「第五十五条―第六十条」に改める。

第十四条の十一第一項中「第六十条」を「第五十九条」に改める。

第二十三条第一項中「その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して」を削り、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第四号中「みずから」を「自ら」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十五条第五号中「第二十九条第一項第一号」を「第二十九条第一号」に改める。

第二十六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「ただちに」を「直ちに」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二十七条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第二十九条第二項を削る。

第三十条中「一に掲げる」を「いずれかに掲げる」に改め、同条第一号中「前条第一項」を「前条」に改め、同条第二号中「前条第一項」を「前条」に、「同項各号の一」を「同条各号のいずれか」に改め、同条第五号中「第二十六条第三項」を「第二十六条第二項」に改める。

第三十一条第一項中「は次に掲げる書類を、都道府県知事は」を「又は都道府県知事は、」に改め、「及び次項の規定により送付を受けた書類」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十三条を削り、第五十四条を第五十三条とする。

第五十五条中「第二十三条第一項（国土交通大臣への経由に関する事務に係る部分に限る。）」、「及び第三項」及び「、第二十七条第三項、第二十九条第二項並びに第三十一条第一項（国土交通大臣から送付を受けた書類の公衆の閲覧に関する事務に係る部分に限る。）」を削り、同条を第五十四条とする。

第五十六条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「受けた者」を「受けたとき。」に改め、同条第二号及び第三号中「者」を「とき。」に改め、第六章中同条を第五十五条とする。

第五十七条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき。」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十八条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき。」に改め、同条を第五十七条とする。

第五十九条中「第五十六条、第五十七条第六号」を「第五十五条、第五十六条第六号」に改め、同条を第五十八条とし、第六十条を第五十九条とする。

第六十一条中「第二十九条第一項」を「第二十九条」に改め、同条を第六十条とする。

（積立式宅地建物販売業法の一部改正）

第九条　積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の二を次のように改める。

（都道府県知事への通知）

第五十四条の二　国土交通大臣は、第三条の許可をし、又は第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨その他国土交通省令で定める事項を、積立式宅地建物販売業者の主たる事務所（同項の規定による届出を受理したときにあつては、同項各号のいずれかに該当することとなつた者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

第五十四条の三中「、第十六条及び前条」を「及び第十六条」に改め、「第十二条、第十三条及び第十六条の規定により処理することとされているものについては、」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定並びに次条及び附則第四条の規定　公布の日

二　第一条（地方自治法第二百六十条の二第一項の改正規定に限る。）の規定及び附則第三条の規定　公布の日から起算して六月を経過した日

三　第四条及び第五条の規定並びに附則第八条及び第九条の規定　令和四年四月一日

四　附則第十条の規定　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

五　第一条（地方自治法別表第一宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の項の改正規定に限る。）及び第七条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第二条　前条第一号に掲げる規定の施行の日がデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、第二条のうち、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第七号を改め、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とする改正規定中「第二条第七号」とあるのは「第二条第五号」と、「同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、」とあるのは「同条第六号とし、同条」と、同条に一号を加える改正規定中「九」とあるのは「七」とする。

2　前項の場合において、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第四十五条のうち地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条中第五号を第七号とし、第四号の次に二号を加える改正規定中「第五号を第七号とし、第四号」とあるのは「第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号」と、「五　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」とあるのは「六　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」と、「六」とあるのは「七」とする。